

検企業第10号  
令和2年6月1日

関係各位

日本消防検定協会  
総務部長 大久保 一 広  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた協会における申請手続の  
対応について

標題の件について、日本消防検定協会（以下「協会」という。）では、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について」（令和2年5月18日消防予第128号）の通知を踏まえ、協会で行う申請、依頼等の手続について次のように取り扱うこととしますので、お知らせします。

- 1 消防法令、検定業務規程、受託評価業務規程及び合格証票類取扱特例規程に基づく申請、依頼等の手続書面について公印の押印を省略できることとします。また、協会から発出する通知については、原則として公印の押印を省略することとします。  
なお、協会から発出する通知において、公印が必要な場合は、あらかじめ協会にその旨を連絡するようお願いいたします。
- 2 1の場合における申請、依頼等の手続書面については、協会に持参することが困難なものとして取扱うこととし、郵送等により提出することができることとします。
- 3 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の4第1項に規定する検定対象機械器具等の総務大臣への型式承認の申請について、あらかじめ協会が預かることができることとし、消防庁予防課への申請を協会において代行することとします。
- 4 本件の対応については、新型コロナウイルスの感染拡大防止策が求められる間、実施することとします。

(問合せ先)

日本消防検定協会企画研究部業務課

担当 齋藤、永留、秋元

電話：0422-44-7471（代表）

電子メール：gyoumuka@jfeii.or.jp